

近世田辺城下における町人による都市運営 ―惣年寄と月行事―

Urban Governance by Townsmen in the Castle Town of Tanabe in the Early Modern Period: Governing Elders (so-doshiyori) and Monthly Activities (gachi-gyoji)

菅原 憲二

Sugahara Kenzi

要旨 日本近世都市の運営は通常、上層町人の代表である惣年寄、マチ年寄、検断などによって担われている。彼らが町奉行所の近くのマチ会所に詰めて上意下達、下意上達の回路を実現していた。譜代大名牧野氏の城下丹後田辺では、近世後期の朝代神社祭礼から検討すると、町奉行―惣年寄・月行事―町役人―平町人という伝達経路が確認できる。惣年寄及び地子御免町の年寄が担う月行事は、マチ会所において評議を行い、都市民の最終意志決定を行った。このような体制は近世中期に形成された。近世前期には祭礼執行の主導権は比較的水平的な関係の下で月行事がほぼ掌握していた。マチ会所はこの月行事の発議と、町人の負担によって成立した。そこには月行事層Ⅱ地子御免町の年寄による都市運営の成長と業務の多様化が反映している。さらに都市運営の発展の延長線上に上層都市民の代表である惣年寄が設置され、惣年寄―月行事による都市運営が展開するのである。

はじめに

近世都市の典型である城下町の都市運営を担っているのは、惣年寄、大年寄または町年寄^{マチ}、検断などと呼ばれる上層町人の輪番体制である。彼らが町奉行所の近くのマチ会所に詰めて日常的な業務（上意下達、下意上達の回路など）^①を執行し、都市民の最終的な意志決定を担っていることが一般的である。

ただし、城下町も重層的かつ複合的構成をとっており、町人地などを構成するチョウが都市の基本的単位である。中世以来の都市経

験をもつ京都、堺、奈良などの都市にはこのチョウに町人の運営施設・合議機関としての会所があり、さらに都市全体の会所があるのに対して、城下町のチョウには近世初期に秀吉の城下であった大坂を除くと、一般的には会所はない。城下町のマチ会所も、その成立過程は区々であって、そのこと自体の研究もまだ充分ではない。

本稿は、譜代大名牧野氏の丹後田辺藩の城下町を対象に、マチ会所とそこで展開した町人の都市運営について歴史具体的に明らかにしようとするものである。田辺に注目する理由は、城下町に一般的に存在するマチ会所の設立事情が判明すること、および城下町には非常に稀な事例として、チョウ文書が町有施設である集会所に区有

文書として伝存することによる。⁽²⁾

田辺は近世初期に、細川氏によって田辺城の建設が始まり、このとき城下の町屋の原形が成立したと言われる。細川氏のあと丹後国を支配したのは京極氏であった。慶長五年（一六〇〇）に京極高知が丹後国を拝領し、丹後三分の後、寛文八年（一六六八）には京都所司代を勤めていた牧野親成が三万五千石の田辺藩主となった。以後、明治維新まで田辺藩は譜代大名牧野氏の支配が続く。牧野氏治世下の城下では、町人町は地子を免許された一〇ヶ町の地子御免町（本町、職人町、魚屋町、丹波町、平野屋町、竹屋町―以上は大橋より東側。寺内町、新町、紺屋町、堀上町―以上は大橋より西側）と、地子を負担する大内町、引土町、朝代町、引土新町、西町、獵師町の六ヶ町、計一六ヶ町から構成されていた。これらの町は基本的に両側町であり、街路に対して間口を開き奥に深い町屋を成していた。⁽³⁾地子御免町から町役人の代表として年寄が、地子町からは肝煎が任命され、町では組頭と共に町政にあたっていた。各町の年寄は月番で田辺全体の運営を担っていた。これを月行事と呼んでいた。ただしこの月行事制の成立は明らかでない。彼らは後述するようにマチ会所で御用と町用に当たっていた。また藩は田辺城下の有力町人から惣年寄を選び、藩の御用筋を中心に都市運営の最終責任者としていた。ただしこのような体制が確認できるのは十九世紀初め頃に編纂されたと思われる『三政規範』⁽⁴⁾によってである。月行事の存在は後述するように一七世紀末には確認できるが、惣年寄は一八世紀前半には確認できない。

以下二章にわたり、近世田辺城下町人町について、惣年寄およびマチ会所の成立過程を跡づけて、その意義を確認する。その検討の素材として田辺最大の祭礼朝代神社祭礼^{あさしろ}の執行過程に求めるもので

ある。

第一章 幕末期の祭礼執行をとおしてみた田辺城下の運営

田辺城下最大の祭りは産土神と位置づけられた朝代神社の秋季祭礼である。現在は一月三日に行われているが、近世は旧暦の九月七・八日に執行され、芸屋台や引き物が祭礼を盛り上げた。行列は城内をも巡幸し、朝代祭礼は近世を通じて田辺城下の都市民全ての最大の楽しみでもあった。その祭礼の準備および実施、運営は町役人にとって最重要の職務の一つであった。

祭礼執行については、時期によって変化があるが、子供を中心とした歌舞伎を演じる芸屋台が繰り出し、服装も華美の傾向があった。『舞鶴市史』などによれば、近世中期天明四年（一七八四）以降、東吉原町の振り物、西吉原町の船、平野屋町の太神楽を除いて、各町の芸屋台は三台に限定された。天保改革の風俗取締政策以降は、この傾向はより厳しく実行されたが、それへの反発も町人達には強く存在したと思われる。⁽⁵⁾

本章では幕末の祭礼執行を通じて、都市運営の状況、あり方を分析する。

第一節 惣年寄と月行事

幕府の天保改革実施の最中の天保一三年（一八四二）、町奉行（寺社奉行、郡奉行も兼帯）下役梅垣其右衛門は八月、惣年寄に対して、芸屋台や子供衣装、祭礼行列の城内通過時間、さらには祭礼時の争論回避対策についての指示を出す。

〔史料一〕⁽⁶⁾

覚

一野台子供衣裳木綿二脇裏等も同様之事

一相成丈芸短く致し、中幕等可相成者無用ニいたし、正暮六つ時

御門出払候様可心得事

八月廿二日

梅垣

別紙之通町々^江一統心得違無之様、小寄二^而御申付可有之候、以

惣年寄

一九月八日町祭礼之節、兎角争論有之趣相聞^(候脱カ)へ間、取締り世話之者申付、名前書可差出事

右之通被仰付候間、取調早々可被申出候、已上

梅垣

別紙之通被仰付候間、小寄二^而御達、且左之通取締方之者

町内惣代兼

組頭誰々

組頭代

誰々

若者取メ

誰々

右之通人別取極、橋西へ誰々、橋東へ誰々と相記、御差出可有之候

この触書によれば、惣年寄は各町にその趣旨を伝えるため、町内の「小寄」で伝達するよう指示している。その際、祭礼時の取締方として名簿提出を命じられている町内惣代、組頭、若者取締が祭礼の中心であることが判明する。

翌天保一四年の町触は、天保改革の儉約、奢侈禁止の趣旨を受けて、屋台番の町々に厳しい内容を伝える。それによってさらに詳細

な内容を知ることができる。

〔史料二〕⁽⁷⁾

当年朝代祭礼之節屋台番之町々^者引物二可致候、尤手籠^{コモリ}候義并

囃子方抔仕立候義^者可為無用事

但、太刀振、船、太神楽

卯八月

一木綿合羽装束之義天鷲絨^者不相成候間、心得違無之様、町々^江

御申付可有之候、已上

右之通祭礼之義被仰出候間、心得違無之様、町々小寄二^而御達し可被成候

〔史料三〕⁽⁸⁾

町方^江別段申付覚

一九日朝揃刻限遅滞及候町方、野台順二不拘揃入可申付、万一及

遅滞候節^者、其町役人共可為越度事

一野台番之年寄、組頭とも急度附添へ差図いたし可申事

但し、休息之節ハ一所二不致、代り〃二可被致事

一神輿大内町御旅所へ九つ時迄二操入二相成候様、并大内町二^而

一統休息之儀随分はか取候様心得、神輿大内御門九つ時操入二

相成候様別段懸け引可致事

一振物船着御門出払、朝代〆帰りの儀ハ京口〆堀上町通、大橋〆

本町通り、堀端^江引帰可申事

但し、堀上町出口迄帰り、万一新町口〆竹屋町之内二^而出

合二相成候節^者、野台橋東なれば竹屋町口^江片付、橋西な

れば振物最寄横町へ片付、争論無之様、相互二和融いたし

引通申付事

辰九月

右之趣被仰出候ニ付急度相守候様御申付可被成候、已上

一九日祭礼之節御家中方ハヒイキとして目録或者挑灯等被下候とも野台江張并へ候儀、不相成事

一祭礼衣装揃之節於年寄宅ニ酒肴出候とも、向後硯蓋壹面鉢肴一つニ可限候、尤膳部取扱之義不相成事

一野台子差出し候出ハ大内町江弁当之儀、独弁ニ而惣弁当差出し候義無用之事

右之通小寄ニ而御申達可被成候、已上

九月四日

九日御祭礼之節御城内へ立入候共、由緒も無之者御屋敷方へ猥ニ立入者勿論、御出入向ニ而も不作法之義致間敷候旨、去々寅年相違候処、出入之者も不立入候趣ニ相聞候間、此段決而御達置可有之候、已上

九月七日

一九日御城内江挑灯持入候事相成不申、神輿付たり共船入御門外迄より相成不申候間、心得違無之様御申達可被成候、已上

ノ

月行事

町方への詳しい指示を伝えているのは月行事であることに注意したい。

年未詳だが、天保改革時より前の触書と思われるものを提示したい。これは惣年寄か月行事から触れ出され、各町の小寄で趣旨徹底が図られている。

〔史料四〕

兼而被仰出候御主意不致忘却、身分不相応之義無之様、質素第一二相心得、喧嘩口論堅ク相慎み、賑々敷可奉勇神輿候、万一心得違之儀於有之者、其次第二より年番たりとも野台差出し候儀差留候義も可有之候間、呉々心得違無之様、若キ者へも与得可申聞置候

一野台子供衣装之儀、木綿ニ可限、絹布ニ紛敷品一切不相成候、野台芸之儀振物芸ニ続き間ヲ不切様被仰出候ニ付、野台小躍り格別相縮メ、当番町申合、勿論一幕限ニ可致事

一太神樂之義格別被仰出も有之候得者、長短無之様芸ニ限りを定、船ニ引続出払候様可致、尤町方たりとも同様相心得可申事

一町々ハ神輿附之高張、被仰出通り一町ハ壺竿つ、ニ可限事

一当番町江他町若キ者ハ音信ひいき挑灯等送り候義不相成段、兼而被仰出候様、兎角乱ニ相成、不埒之事ニ候、当年別而被仰出も有之候間、急度相守可申候、若不相用者有之者、其町役人江取上ケ置、以名前可申出、当番町之外若キ者一様之手挑灯ニ而警固致候義者急度不相成候、是又不相用候者居町役人ハ其趣可被申出候

右之趣心得違無之様小寄ニ而御申達可有之候、以上

巳午

午九月

この触書により禁止されていることによって、かえって我々は祭礼の様子を生き生きと知ることができる。詳細は「朝代神社祭礼絵巻」^⑩などと比較照合することが望ましい。ここでは以下の指摘に留めておきたい

（１）祭礼の執行主体は町である。その構成は町役人（年寄―組頭）―若キ者―子供となっている。

(2) 祭礼の実質的な担い手は屋台を引き、お囃子をし、振り物を持ち、また他町の芸屋台へ提灯を送ろうとする若き者である。彼らは喧嘩の主体でもある。屋台では子供が歌舞伎芸を披露する。町役人は芸屋台に付添い、指揮をする。

(3) 前述の細々した指示を伝える場合は、各町の「小寄」である。
(4) 祭礼についての全体的な指示は惣年寄の名の下に出されるが、祭礼についての詳細な指示は月行事によって行われていると思われる。両者の触がいわば一体として出されていると考えられる。

第二節 マチ会所と小寄

天保改革期には芸屋台は引き物だけに、伝統を誇る平野屋町の太神楽でさえ、獅子だけになっていたようである。しかし改革の中心人物老中水野忠邦が失脚した後の天保一五年九月の祭礼には、殿様^①在城を口実に、芸屋台にしたい旨を願い出で、許される。

〔史料五〕^①

一御改革ニ付卯年野台当番町引物ニ被仰付

右ニ付当町太神楽獅子斗ニ相勤申候

一辰年九月御祭礼野台、順番町被願出候二^者、当年殿様被為在御在城二候ニ付何卒芸野台致し度段町々願出、惣年寄中於会所致相談候^而、以惣年寄様御願申上候^處、御聞濟ニ相成、則八月晦日被仰付候、御書附之次第^者小寄日記ニ御座候、早速晦日魚会所有之取調仕候^而罷歸り、組頭衆中相招相談仕、居町^江年寄宅ニ^而小寄いたし、其夜世話人改相頼相談致候^者野台当番九月朔日と被仰付候ニ付、太神楽ハ三日相始メ候^而宜敷哉と申付候間、委細承知之趣罷歸り若衆中へ其趣相聞候ハ、何卒朔日相始メ候様被願呉と世話人申参り、相談之上九月二日

相始メ申候、於夜喰之義^者一夜三拾匁つ、二相極メ、年寄組頭中五軒百廿匁遣し申候

ここで注目したいのは町々からの願を全ての年寄が町会所^{マチ}において相談し、それを受けて惣年寄が藩(直接には郡奉行か)に願い出したことである。田辺町にとつての重要事項が町の代表によって評議され、その決定事項を惣年寄が領主側へ伝えたという経路である。さらに領主側の認可を受けて、各町の代表者は会所の「小寄」日記にある祭礼についての書付を確認し、町に持ち帰る。少なくとも平野屋町では組頭衆を招集して年寄宅で「小寄」を開き、祭礼準備日を相談する。その結果を「若衆中」へ伝達する。それに対して準備日の繰り上げ要求が世話人を通じて町役人に出され、中をとつた日程と、太神楽準備期間中の夜食の負担を町役人(年寄一・組頭四)とすることが決定される。

「小寄」が惣町レベルと各町レベルで存在すること。惣町レベルの「小寄」はマチ会所において開催され、各町レベルの「小寄」は町の年寄宅で開催されることが確認できる。チョウ会所ではない。この町の「小寄」は年寄と組頭で構成され、議題の祭礼の担い手である「若衆」若き者は含まれていない。

若き者の祭礼執行に対する要求は毎年のように繰り返されるようである。ここでは嘉永五年(一八五二)九月の場合を紹介する。ここでは代替わりの領主初入を口実に若き者から屋台での俄芸執行願が(おそらく町を通じて)出される。

〔史料六〕^②

一祭礼之節俄芸野台差出度旨町之若きもの願出候ニ付、会所評義

之上左之通り申達し、当年御初入ニ付祭礼之節縁芸野台差出し度趣も有之哉と近頃町々若きもの騒々敷致し候段粗相聞^江候、是迄御初入之廉縁芸野台差出し候先例も有之候へ共、其節^者米穀格外下直^二而^一融通合等も宜敷折柄^二候へ^者、自然其氣^二もおし移り候得共、近來打続米穀高価之時節一同困窮之趣^二も相聞候上、先達之風雨当方^二も余程差障候哉、又々米穀高直^二相成既当町方店々小売米等致候者も無之振相^二付、町役人方^二而^一いろ／＼心配いたし、漸今日へ取続候位之訳柄^二候へ^者、先規縁芸等差出し候振合^二準シ、当年不差出候^者而^者難相成と申義^者無之、尤祭礼之義^二付兼^而被仰出候も有之事故、今以当番之町々芸野台差出し候様之義^二茂^一押移候^二も無之内、若キ物より右等之事柄申出候迎取用ひ候筋合も無之候間、町々能く取調^者時節^二不応共縁芸等差出し度訳も有之候^者、其趣以願出可申勿論、其段願出候共御聞済し有無^者難訳り候間、若キ者寄集り騒々敷いたし候義^者不相成候間、以後違無之様御申達可被成候

子八月

惣年寄

このとき屋台で芸をすることは認められなかったが、殿様から家督祝儀の酒を振る舞われ祭礼も賑々しく執行すべきこと、例年差出す太刀振り、船、太神楽、三番叟以外の町々の芸屋台を引き物に限定し、衣装を質素にするという妥協が図られ、祭礼が執行されることになる。

ここでも、マチ会所において評議が開催され、その決定が惣年寄によって各町に伝えられたことが明らかである。祭礼を賑々しく実行したいとする若き者と、天保改革期の緊縮政策を受けて祭礼に雑費が余分に掛かることを懸念し、祭礼を整然と執行したい都市上層の対立図式が明確である。

以上の、幕末期の祭礼執行をめぐる現れた城下運営方式は、マ

チ会所において開催される年寄層の「評議」（小寄と呼ばれる場合もある）と、町の年寄宅で開催され町役人のみ参加する「小寄」との二重構造からなっている。町からの要望は（若き者の要求を含む）この構造を通じて、領主側に伝達され、領主側の町の要望を受けた決定、触書などは惣年寄、月行事によって伝えられ、逆方向の経路を辿る。祭礼時の若き者はもちろん、日常時の平町人層の要望もこの構造に規定されている。これを図示すると下記の通りである。

町奉行↑↓惣年寄・月行事↑↓町〔町役人↑↓平町人・若き者〕
（会所）（小寄）

はじめに述べたように惣年寄、大年寄、マチ年寄などを都市民の意志決定の最上位とし、各町の代表である年寄が会所において合議する体制は、近世の城下町において広汎にみられるものである。しかしその成立の経緯は、各都市において多様であり、俯瞰的な展望はまだ得られていない。

田辺ではこのような体制はいつ、どのように成立したのか。以下では、このことを課題として論じることとする。なお区有文書を伝存していた集会所はこの時期チヨウ会所ではなかったのか。チヨウ会所で各町の集会所が実施されるようになったのはいつか、等の問題については稿を改めて検討する機会をもちたい。

第二章 マチ会所の成立と惣年寄の成立

第一節 朝代祭礼と月行事

幕末期に確認した祭礼時の惣年寄（と月行事）による主導性は、それは都市運営においても同様であるが、歴史的に形成されたものであり、一七世紀末には検出することはできない。

朝代祭礼は近世に入って成立したものと思われるが、一七世紀末から一八世紀初めの祭礼関係史料によって、祭礼の様相と月行事の役割を確認する。

〔史料七〕¹⁴

御祭礼之次第

一 太刀振	東吉原町
一 船	西吉原町
一 蓬萊山	平野屋町
一 鷹匠	二拾三人
一 母衣	六拾五人
一 山伏	壱人
一 高野聖	十二人
一 汐汲	五人
一 萬荷ひ物	三十一人
一 かな棒	十三人
一 屋たい引	壱人
一 牛引	三人
一 馬乗	壱人
一 奴	廿七人
一 大黒	五人
一 狸々	貳人
一 一六十六部	貳人
一 臺笠持	壱人
一 耕作ねり物	寺内町
一 太神楽	平ノ屋町
一 奴踊	西町
一 北野山	本町
附、花売踊	

一和田杵踊 新町

附、西国祭客

一浅間山煙くらべ 引土町

并おとり

一御輿

月行事

寅ノ

九月九日

本町

嘉右衛門

(後筆)

〔宝永七年二当ル〕

元禄拾壹年二当ル、此年ハ西吉原町船、太刀振之次江被仰付候也

この頃の祭礼の行列では、現在では廃れている多くの山や、踊り、行装があり、幕末期に描かれたと思われる「朝代神社祭礼絵巻」にも検出できないものも多く、その賑々しさが偲ばれる。毎年のように順序が変わる行列も、先頭が太刀振り（東吉原町）で次が船（屋台）（西吉原町）、ついで蓬萊山（平野屋町）という順序もこの頃定まったとされている。

この三ヶ町の振り物、屋台、芸能は祭礼が縮小させられたときも除外され、祭礼の象徴的な意味を有していたと思われる。¹⁵この祭礼次第を記しているのは輪番で勤められた「月行事」である。東西の吉原町は順番をめぐる争論が絶えなかったと言われる。それが元禄一一年（一六九八）に決着したことを〔史料七〕は記している。ただし後年の考証（後筆）で、宝永七年（一七一〇）との修正が加えられている。¹⁶現存する一七世紀末から一八世紀前半にかけての祭礼次第書一二通は、全て月行事によって作成されている。¹⁷各町の祭礼の順序を定める重要な役を特定の人格ではなく、月行事が果たし

ていることは、この頃の町人町が地子御免町の代表者達によって均等な関係で運営されていたことを物語っている。そのことは元禄二年（一六九九）のものと考証されている神社祭礼の神輿舁き人足の割付にも現れている。

〔史料八〕¹⁸⁾

卯ノ九月御祭礼神輿かき人数之覚

一 貳人 魚屋町
一 貳人 平野や町
一 貳人 竹屋町
一 貳人 本町
一 壹人 職人町
一 貳人 寺内町
一 貳人 新町
一 壹人 堀ノ上町
一 貳人 紺屋町
一 壹人 西町
一 壹人 引土新町
一 壹人 朝代町
一 壹人 引土町
一 壹人 大内町
一 貳人 丹波町
ノ 貳拾三人

大内町ハ^{近年}前^方者役人出不申候由ニ而節句ニ成候ヘ^マ而人出不申候故、急々候故老人やとひ、極内方之内へ賃銀入れ申候、以後来年ハ役人出シ被申候様ニ申付置申候、成程出申答ニ候所何ニとて出不申候哉、中間衆共ニ申合、来年ハ出申候様ニ相極メ申付置候

月行司

卯ノ九月

三郎右衛門

各町から出す人足は、ほぼ地子御免町から各一名（ただし職人町・堀ノ上町は一名）、地子町から各一名（獵師町は〇名）という原則があったように推測できる。この時人足を出さなかった大内町は厳しく咎められ、月行事によって記録に残されるのである。

この時期の触書類は確認されていないので断言できないが、一八世紀前期までの史料では、田辺城下に惣年寄が存在した根拠がない。近世前期の都市運営は通常、特権的門閥的な上層町人によって行われることが多い。¹⁹⁾しかし田辺では少なくとも一七世紀末から一八世紀初めの祭礼は各町の代表者である年寄層Ⅱ月行事によって主導されていたのである。

駿府の場合、近世前期には友野、松木、大黒屋の三氏が町年寄として、また「長崎年寄」と呼ばれる特権的な初期豪商が都市運営を把握していたが、彼らの没落に伴って町方六二ヶ町による年行事輪番体制が成立する。²⁰⁾近世初期に田辺に門閥的特権的な町人による都市運営が行われたかどうか、またそれに代わって月行事が登場したのかどうか。それは史料的制約のため明らかにできない。

第二節 マチ会所の成立と月行事による都市運営

月行事は月ごとに交代して勤めたが、一人の月行事だけでなく、複数の町の年寄と共に町の重要な職務を務める体制が一八世紀以降、史料に登場する。

享保一八年（一七三三）三月に起こった全藩的百姓一揆のとき、城下へ整然と入って来て、通りの両側に野臥せりした一揆勢に対して、町宿に泊まるように説得に当たったり、一揆勢と藩側との仲介

をしようとしたのは壺屋宗左衛門、塩屋新左衛門、舟登屋孫左衛門であった。²⁴塩屋新左衛門はこの時竹屋町の年寄であり、他の町人も屋号から推定して町の年寄であり、月行事であった可能性が高い。また、享保一五年（一七三〇）に町方が藩から命じられて負担した御用銀三五貫目の返済を、寛保三年（一七四三）に藩側が命じたとき、呼び出されのは月行司丹波町次郎右衛門、魚屋町太右衛門、堀上町三郎左衛門であった。²⁵

一七世紀以来、月行事層による都市運営は実績をつみ、かつ、これらの関与する公務は多様に展開していた。月行事層による公務執行の空間はそれぞれの屋敷であったが、月ごとに場所を変えなければならなかった。安定した公務執行の場が必要となっていた。延享元年（一七四四）、ついに月行事達は町奉行所に願書を提出し、マチ会所の設立が認められる。

〔史料九〕²⁴

覚

一御用表^并役用共唯今迄^著月行司宅二^而寄合等相勤申候へ共、以来^者町会所取立相務申度之旨奉願候、御許容被成下候^者職人町御用地之内二^而屋敷壹ヶ所被下置候ハ、難有可奉存之段、子十月十六日二時御奉行所
増山勘九郎様 辻新蔵殿
谷口八郎兵衛様 御小頭 藤野弥兵衛殿
右御奉行方^江御願申上候処、願之趣同廿六日二早速御許容被遊被下候付、依之両御奉行所、御小頭^所^江年寄九人共御請御礼仕候 月行司太左衛門

この願書を提出したのは町年寄であり、設立認可と職人町にある

御用地の下付に対して、奉行と小頭に礼を述べたのはやはり町年寄九人であった。惣年寄の名はない。この時まで、田辺には町政執行機関としてのマチ会所はなく、それと共に田辺町人町の運営最高責任者としての惣年寄は存在しなかったのである。

このあと、奉行所から与えられた職人町の屋敷地の替地などを経て、正式にマチ会所の設立が実現する。このとき必要な工事費も含めた設立のためにかかった経費、銀一貫九〇〇匁余りは地子町を含む町方全体で負担したのである。当初必要な経費は町奉行所から拝借し、返済には三年かかる。²⁶

こうした町人の努力と町奉行所の積極的な協力によって、職人町に設立されたマチ会所は、南側の間口六間二尺、奥行七間の立派なものであった。この会所に、どのような備品があったかはいまだ明らかではないが、駿府町方のマチ会所のように、²⁶町政執行上の必要な文書が作成され、保存されていたと思われる。宝暦三年（一七五三）の記録では、月行事箱に作成された文書を保存していたことが知られる。

〔史料一〇〕²⁷

一当三月朔日古河九郎左衛門様、浦田左門様右兩人、去申秋^江戸表へ訴状差上候者有之候由二てへいもん被 仰付、右酉三月朔日兩人共家老御暇被遣、早速立退被申候、委細之儀^者月行司箱大帳有

マチ会所という安定した町政執行上の拠り所を得た町年寄たちは、宝暦六年（一七五六）に再び起こった全藩的一揆に際しても積極的に行動した。享保一八年（一七三三）と違って一揆勢は町方に

入ってくることはなかったが、城下の南西郊外福井村にある一盃水に結集した一揆勢のところへ出かけて、願書の取り次ぎを申し出るのである。

〔史料一二〕⁽²⁸⁾

福井一盃水ニ集り、爰ニて願筋談合可致と休居候所ニ町年寄之中
 本町丹波屋嘉右衛門、魚屋町船登屋太左衛門、新町京屋九郎右
 衛門、寺内町丹波屋作左衛門此所へ参、何^茂大勢相集り騒動之^様
 二相聞候故、拙者共不成心様子承りニ罷出候、定^而御願筋も可有
 之と推察致候、願書等拙者共へ被仰聞候ハ、御上^様へ相達可申候、
 何分御静り被成候^而可然存候と申候得^者（下略）

ここには月行事という表現はみられないが、四人の町年寄は殿
 様Ⅱ「御上^様」へ願書を取り次ぐ下意上申の回路を有しており、町
 政運営の成熟が伺える。

第三節 惣年寄の成立

月行事Ⅱ町年寄層の輪番体制による町政運営に若干の変化が現れ
 るのは明和年間（一七六四～七二）である。

明和二年（一七六五）一〇月、逸見与一^{へんみ}左衛門、月行司十左衛門、
 魚屋町孫右衛門が奉行所に呼び出され、逸見氏に「勤方之儀」が申
 し渡された。

逸見氏は壺屋を号し、竹屋町に居住していた豪商である。この兆
 候は前年に現れていた。

〔史料一二〕⁽²⁹⁾

一明和元年十一月二日後藤が分銅改役人上下三人参申候、逸見与

一左衛門殿、月行司舟とや孫右衛門殿、丹はや加右衛門殿、丹
 はや七郎右衛門衆中へ懸り合被仰付、（中略）分銅右十一月七
 日二会所^江持寄、京都^江登せ申候（下略）

後藤四郎兵衛家の手代が分銅改めに田辺に来たとき、月行事と町
 年寄二人以外に、逸見与一左衛門がその担当を命じられたのである。
 その検査のための分銅はマチ会所に集められ、京都に送られた。従
 来の町年寄層以外に、都市最上層町人逸見氏に町政運営への関与が
 命じられたのである。

〔史料一三〕⁽³⁰⁾

一西十月九日二逸見与一左衛門殿、月行司十左衛門殿、魚屋町
 孫右衛門殿被召出候^而被仰付候品、与一左衛門殿^江勤方之儀
 ①一公儀が被仰出候 御用筋之儀引請相勤可申事
 ②一町方年寄身分之願^并公事訴訟有之候節引請相勤、公事吟味之
 節出席可申事

③一町方之儀、諸事無油断心を附可申出事
 右之通与一左衛門殿^江被仰渡候、以上

この三ヶ条は『三政規範』では惣年寄の勤め方として編纂されて
 いる。⁽³¹⁾すなわち明和二年に逸見が命じられた勤め方は、（１）御用
 筋を勤めること、（２）町年寄任命に関する願書、および新たに公
 事訴訟についての勤め方、則ち公事吟味の場に出席して関与するこ
 と、（３）町方運営に関する全般について注意し、必要な場合は連
 絡すること、この三点である。⁽³²⁾

この惣年寄の設置と勤め方は何を意味するのか。地子御免町の年
 寄層による水平的な運営に対して領主側から楔が打ち込まれて、よ

り權威的な構造と都市運営が持ち込まれたとみるべきであらうか。これまで町年寄が勤めてきた「御用表^并役用共」が、「公儀^が被仰出候 御用筋」と「町方之儀」に分けられ、前者が新規に惣年寄としての逸見氏に命じられたこと、しかも「町年寄身分願」つまり町年寄の任命、および公事訴訟について惣年寄が引き受ける（責任を持つ）ことを、そのように読むことは可能である。これまで町奉行と町年寄との間に直接の回路があったとすれば、新たに町奉行―惣年寄―町年寄（月行事）という下意上申・上意下達の回路が成立したことになる。

ただし注意すべきは二箇条目の後半部分である。奉行所での「公事吟味」のとき出席して立ち会う、町の責任者として公儀の裁判に臨席するということで、新たな事態が生じていることを意味する。すなわち町方の代表者が公権の執行に関与するという点では、元禄期の京都町代が到達した水準に田辺町も到達したのである。⁽³³⁾ このことについては領主側も慎重に検討した痕跡があり、享和三年（一八〇三）金村仁輔を惣年寄に任命したとき、取扱事項と評席への臨席について、京都の関係機関へ問い合わせさせて、大坂の惣年寄、京都の町代についての情報を得ている。⁽³⁴⁾ こうした観点から明和二年（一七六五）の惣年寄の任命を捉え返すならば、会所の設立に結果した都市行政の展開と複雑化が、代表者の設置を必要とし、町方行政機構の役割分担、整備が行なわれたとみることができる。三箇条目の「町方之儀」は主として月行事に委ねられた領域であり、惣年寄は監督者の地位に充てられたことを意味する。

実際にこの後の町方行政史料を瞥見すると、惣年寄が成立した後、月行事が一貫して重要な役割を果たしている。たとえば寛政六年（一七九四）五月、遊行上人の田辺到着を控えて、小頭役所に呼

び出され、対応に間違いないよう指示されたのは月行事と三人の町年寄であった。⁽³⁵⁾ 後欠のため成立年代が不明なのは遺憾であるが、月行事の勤め方心得控え書を提示する。

〔史料一四〕⁽³⁶⁾

月行事心得扣

- 一 正月行事、大晦日案内之事
- 一 御在城年^者、極月廿八日御年始御礼御目見^江 人数書認置也、尤小頭方^江 諸事窺せ、人数書大帳にて見改也
- 一 元日、年始帳御家老御用人御目附
- 一 御在所年、元日晩年礼御目見^江 之者烈書、小頭方^江 差上、若病人差支之者有之候ハ、元日昼迄申出、大晦日^が申達候事
- 一 二日、弥明三日御礼出勤刻限無遲滯会^所^江 相揃候様廻文差出事
- 一 二日朝小頭様^江 御礼参り、右人数書持参
- 一 三日、御礼相済直二御礼廻り
- 一 大般若御祈禱御礼、御家老御役所小頭様、惣年寄
- 一 廿四五日比、鮎目刺竹願出候事
- 一 二月鮎目刺被仰付、魚屋町五郎右衛門^江 申付置候事、袋入清帳紙三枚年号

御用目刺鮎通月行事 何茂年寄
御立会所

- 一 廿日過、瑞光寺^江 差支無之哉、月行事寺内町年寄兩人見分之事、廿七日比瑞光寺^{（寄カ）} 大大掃除可致廻状出ス
- 一 三月二日、瑞光寺清メ砂敷人足廻状出ス、月番賄番^が組頭出ス、寺内町除町々^々 鉾竹箒為持壺人ツ、人足差出ス事
- 一 三日大改之節、七ツ時御奉行様御目附御機嫌伺ニ参り可申事
- 一 四日朝小頭方へ参り、夫^が瑞光寺町々^々 書差上、夫^が

御同臣方御迎ニ御出被成時、本町上ヶ町^江御出迎申御供可仕事、但し引渡し惣年寄、夫々月行事賄番追々出し物更ハ、御奉行様御歸り門外迄先へ出て、惣年寄、月行事賄番御見送り申候
一 四月三日朝代明神祭札相談入用、町中家数割壱分ツ、月行事集メ、札百五拾目神酒五斗玖津見氏為持遣ス

一 神明祭札札百貳拾目
一 七月十三日、大橋掃除人足貳人出候事

奉願口上之覚

一 合御米何百俵也

右^者町方飯米ニ奉願候、被 仰付被下候ハ、難有奉為候、以上

御奉行所 月行事、年寄 判なし

右願書小頭方へ差上、御免有次第奉願御米之事

一 合何百俵也

右^者町方飯米奉願慥ニ請取申候、然ル上^者初直段被 仰付次第御

上納仕可候、為後日之 仍^而如件

御奉行様 月行事判

此願書御役所^江持参仕、御奉行様御請取書出候上、御勘定所^江持

参致御願上候

一 九月神輿昇式拾三人、九町々貳人ツ、地子々一人、職人町一

人、朝代町ハ其町ニ残り置、雨天相成候ハ、早速神輿面障子持

参致ス、太鼓番之町^者太鼓持参二成

（後欠）

朝代祭礼に関わる所から欠損であるのは極めて残念であるが、定例化している町方行政、運営に関するほとんどの事柄に月行事が関与しており、日常的な業務は会所に詰めている月行事、町年寄層によつて担われているといつてよい。ただし領主側が直接関与する事項には惣年寄の名前が見られる。一般に町方に残っている文書によれば、町方からの奉行所に提出される願書類には必ず惣年寄の奥印

が必要であつた。こうした町政、都市運営の実態を見ると、一八世紀後半以降は、惣年寄と月行事による都市運営が展開したと見なすことができる。明和二年の惣年寄設置は町方運営の成熟のもたらしたものと言ふべきである。

この惣年寄・月行事体制は第一章で論じた祭礼の執行に関する触書でも検出することができる。祭礼時の触について、奉行所からの決定やマチ会所での評議を伝える内容は惣年寄によつて触れ出される。しかし、祭礼執行についての細かな内容の指示は、発給者が明記されていないか、月行事によつて触れ出されている。こうした内容は惣年寄の触を前提にしているのであり、祭礼執行に関する両者の触はセットになっているのである。惣年寄・月行事（町年寄）が一体となった都市運営を反映しているものと理解できるのである。

おわりに

以上、二章にわたつて、田辺城下における朝代祭礼を主な検討素材として、惣年寄と月行事による都市運営を考察してきた。しかしながら本稿で論じきつたことは、今後さらに史料的に吟味を要する。『舞鶴市史』刊行後、田辺城下および田辺藩の基本史料、たとえば『旧藩牧野家 郡役所年中行司 其外諸記録』（二〇〇一年）、『三政規範』（二〇〇六年）が（舞鶴市）古文書勉強会の地道な努力によつて翻刻刊行され、本稿も恩恵を蒙っている。長年、丹後田辺藩郡役所の文書である谷口家文書の研究を進めてこられた井ヶ田良治氏がまもなく田辺藩加佐郡奉行役所文書「罪刑節日記技書」を刊行予定であり、さらに重要なことはその解読作業にも関わつてきた舞鶴地方史研究会の中心メンバーの方々が、市内の重要な文書群の

発掘、目録化を精力的に進めてきていることである。小生もささやかであるが、舞鶴地方史研究会の方々と千葉大学大学院人文社会科学研究所や文学部史学科の院生学生とともに、平野屋町文書、竹屋町文書の調査、目録作成事業を進めている。このような史料翻刻、調査活動の結果がこれまでの研究水準を一層押し上げることは必至である。以下、若干の課題を確認して、拙い論考を閉じることしたい。

(1) 本稿では史料的制約のため、月行事が関わる触書や願書奥印文書などを確認できなかった。特に惣年寄の成立以前と以後で、都市運営上の回路のあり方がどのように変わるのか、確認する必要がある。それは惣年寄と月行事の都市運営における協業と分業体制のありかたを検討する上でも不可欠の課題である。

(2) 朝代祭礼の準備にあたって、平野屋町の太神楽の場合でも若き者が祭礼前から「ならし」(囃子カ)を始め、その手当(「夜喰」と「肴」)を要求している。祭礼の準備を行う場、また太神楽等祭礼道具を保管して置いた場所はどこであるのか。それはチョウ会所の成立と密接に関連していると考えられる。文化十一年(一八一四)に町中屋敷を購入する前には、祭礼道具は言うまでもなく、チョウの諸道具や文書類は一体、どこにどのように保存されてきたのか、城下町におけるチョウ会所の成立という希有で重要な課題である。

(3) 都市行政は町奉行と月行事ないし惣年寄によつてのみ実現するのではない。町奉行所にあつては小頭や下役など人的構成など支配体制の成立が画期となる。都市民側にあつてはマチ会所成立が画期となるが、その以前と以後で、人的、物的資源の確保はどのように実現していたのか。マチ会所の成立は、町人側の負担と責任がより拡大する。たとえばこれまでの都市研究によつて由緒や特権を保

証する存在証明文書のみならず、煩瑣で綿密な文書管理を必須とする。さらには業務を支える町抱えの存在が不可欠である。マチ会所の設立にあつて「常使屋敷」の存在が関わった事実がある。⁽³⁸⁾これらの課題は全て今後の検討に委ねるが、個別田辺城下に限ることではなく近世都市全体に共通する普遍的な問題である。

(すがはら・けんじ 本研究所教授)

注

(1) 拙稿「日本近世都市会所論の試み」朝尾直弘教授退官記念会編『日本社会の史的構造 近世・近代』思文閣出版、一九九五年。拙稿以後いくつかの会所に関する研究成果が公刊されている。

(2) 平野屋町文書、竹屋町文書など。前者については『丹後国田辺城下平野屋町(京都府舞鶴市字平野屋)文書目録』千葉大学文学部史学科菅原研究室刊、二〇〇五年(以下『平野屋目録』と略記する)を参照のこと。後者については現在、調査作業中である。これらの区有文書が現在町有財産である集会所に大切に保存されてきたことは貴重な事実であるが、この集会所が近世期に「会所」と呼ばれていた、則ちチョウ会所であつたか否かについては、即断できない。平野屋町の場合、現在の集会所(平野屋会館)を文化十一年(一八一四)に買得している(平野屋町文書七・八、『平野屋目録』一三〇頁)。竹屋町の場合、現在の竹屋会館が一九一三年(大正二)に新築されたことは判明しているが、それ以前にどこにあつたのか、近世期にあつたのか、についてはまだ調査中である。

(3) 京都工芸繊維大学工芸学部造形工学科日本建築研究室伝統建築研究会編『舞鶴市西地区歴史的建造物調査報告書―城下町田辺の町並み―』(舞鶴市発行、一九九三年)所載の地図など。

- (4) 糸井文庫（舞鶴市所蔵）。以下の記述では古文書勉強会が二〇〇六年三月に翻刻刊行した冊子の頁数を表記する。
- (5) 舞鶴市史編纂委員会編『舞鶴市史 通史編・上』舞鶴市役所、一九九三年、九五四頁。
- (6) 竹屋町文書「天保十三壬寅年二月公儀御触書 三冊之内」（竹屋町文書町行政41）舞鶴市字竹屋の集会所に保存されている竹屋町文書の番号は二〇〇六年以来の再作成中の目録番号である。以下、竹屋町文書の番号はこれによる。なおまだ目録自体は公刊されていない。史料中の傍線は菅原、以下同様である。
- (7) 平野屋町文書5―7「御触書留帖」。
- (8) 同前5―8「御触書留帖 第壹番」。
- (9) 前掲注（8）に同じ、ただし「史料三」の前の箇所に貼紙してあったものである。
- (10) 林五峰画「朝代神社祭礼絵巻」全三巻、百田治男氏蔵。成立年代は不詳だが、芸屋台も三基に制約（天明四年以降）されており、一九世紀半ば以降の幕末期ではないかと思われる。なお、この絵巻の解説については、筆者も付記で述べた講演でも拙い試みを行ったが、二〇〇七年七月に舞鶴地方史研究会例会でも加藤晃「朝代神社祭礼絵巻を解説しよう」が報告されて、ようやく作業が緒に就いたといえる状態である。
- (11) 平野屋町文書1―35。『平野屋目録』一一一頁。
- (12) 平野屋町文書1―33。『平野屋目録』一一七頁。
- (13) 前掲拙稿注（1）。
- (14) 平野屋町文書1―29。『平野屋目録』九七頁。
- (15) ただし平野屋の蓬萊山はいつか廃れ、継続したのは太神楽であった。
- (16) この考証は、年数を比定した記述から享和三年（一八〇三）か文化元年（一八〇四）と思われる。
- (17) 平野屋町文書1―19～30。
- (18) 平野屋町文書1―18。『平野屋目録』一〇七―一〇八頁。これを元禄二年（一六九九）とするのは、後年の付箋にその記載があるためである。付箋の記載、祭礼次第書にある文書への複数回の後年の書き込みが、いつ誰によって行われたかはまだ明らかにし得ない。
- (19) 江戸の場合は三人の町年寄、大坂の場合は相当数の惣年寄（『大阪市史』第一、清文堂出版、一九六五年再版）、松山の場合は五人前後の大年寄（拙稿「城下町松山の会所と大年寄」『社会科』学研究』第二四号、一九九二年）、近江八幡の場合は二人の惣年寄（池井蛙口記）『日本都市生活資料集成』第一〇巻、学習研究社、一九七六年）、会津若松の場合は商人司であった築田氏が有力であったが、のちに複数の町年寄、そして検断へと移行する（会津史料体系 築田家文書『御用・公用日記』第一巻、歴史春秋社、二〇〇五年、解題）など。
- (20) 『静岡市史』近世、一九七九年。柴雅房「近世都市における惣町結合について―駿府町会所「万留帳」の分析から」『史鏡』三七号、一九九八年。青木祐一「明治初年駿府（静岡）における都市運営の変容―年行事体制の終焉と町会所文書」菅原憲二編『記録史料と日本近世社会』千葉大学大学院社会文化科学研究科、二〇〇〇年。同「近世後期有力町人の動向と都市運営―駿府を事例に―」地方史研究協議会編『東西交流の地域史 列島の境目・静岡』雄山閣、二〇〇七年、所収。
- (21) 安久家文書第5箱14―3、菅原憲二編『丹後国加佐郡上安久村（現京都府舞鶴市上安久）安久家文書目録』千葉大学文学部史学科菅原研究室、京都府立丹後郷土資料館、二〇〇七年刊、三七九頁。以下、『安久家目録』と略記する。
- (22) 竹屋町文書土地1―1、文化三年九月「家別間数并質入売買奥印記」。
- (23) 竹屋町文書町行政1、寛保三年一二月「御用表被仰付之扣」。

- (24) 竹屋町文書町入用38、延享二年五月「町会所取立入用帳」。史料の全文は、『旧田辺城下町方文書調査報告 竹屋町文書調査合宿の記録No・2』（千葉大学文学部史学科菅原研究室、二〇〇七年）に収載している。
- (25) 前掲注（24）。
- (26) 柴前掲注（20）論文。青木祐一「近世都市における文書管理について」『千葉史学』三九号、二〇〇一年。
- (27) 竹屋町文書町行政27―1、宝暦三年正月「御用被仰付」。
- (28) 安久家文書第5箱14―4、「強訴之記」、『安久家目録』三八三―四頁。
- (29) 前掲注（27）に同じ。
- (30) 前掲注（27）に同じ。
- (31) 前掲注（4）、『三政規範』三九頁。なお『三政規範』ではさらに後年の事例の追加箇条がある。
- (32) 『舞鶴市史通史編・上』における惣年寄についての記述は、この一八世紀後半以降の内容である。
- (33) 朝尾直弘「元禄期京都の町代触と町代」岸利男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』下、塙書房、一九八五年。のち『朝尾直弘著作集』第六卷、岩波書店、二〇〇四年、所収。
- (34) 京都府立総合資料館寄託谷口家文書19「公事其外諸問合 全」。
- (35) 『三政規範』一四〇頁。
- (36) 竹屋町文書都市行政2。
- (37) 平野屋町文書7―8。『平野屋目録』一三〇―一三二頁。
- (38) 前掲注（24）。

〔付記〕本稿は二〇〇六年十一月一日に、舞鶴市西公民館で開催された郷土史講座での講演「朝代神社祭礼と田辺町の運営」を基にしている。また一部を千葉大学文学部において二〇〇六年後期に院生学生諸氏に講義をした。

使用した史料については、安久不二比古氏、平野屋町内会、竹屋町内会、舞鶴市郷土資料館、京都府立総合資料館、京都府立丹後郷土資料館の御世話になった。また舞鶴地方史研究会の加藤晃氏からは様々な助言を得た。末尾となったが、厚く御礼申し上げる。